



2025年4月25日

各 位

会 社 名 株式会社カノークス

代表者名 代表取締役社長 小河 正直

(コード番号：8076 東証スタンダード、名証メイン)

問合せ先 取締役執行役員管理本部長 花田 寛之

(TEL. 052-564-3511)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に関連する議案を2025年6月24日に開催予定の第97回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的及び条件

#### (1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を含む、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

#### (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬の額は、2005年6月28日開催の第77回定時株主総会において、取締役の報酬額について年額180百万円以内とご承認いただいております。本株主総会では、この報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額50百万円以内（うち社外取締役は9百万円以内）とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10,000株以内（うち社外取締役は1,800株以内）といたします。（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会において審議の上、取締役会において決定いたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定するものいたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記「3. 譲渡制限付株式割当契約の内容」に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給するものいたします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）は、以下の内容を含むものいたします。

#### （1）譲渡制限の内容

譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）といたします。本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をしてはならないものいたします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

#### （2）譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限期間中に法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、本割当株式のすべて、もしくは一部を当社が無償取得することができるものいたします。

#### （3）譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間の満了をもって解除するものいたします。

### 4. 当社の執行役員への適用

本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件として、当社の取締役を兼務していない執行役員に対しても、本制度と同様、譲渡制限付株式を付与する制度を導入する予定です。

以 上